

やまなし水素社会実現戦略策定事業業務委託 企画提案公募公告 募集要項

次のとおり企画提案を募集します。

令和7年5月21日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

本県では、平成30年3月に策定した「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」に基づき、CO₂フリー水素を県内で製造、供給、利用するサプライチェーンの構築や普及啓発、産業の集積に取り組んでおり、米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ「Nesrad」の開設や、北杜市内のサントリー白州工場におけるオンサイトP2Gシステムによる水素製造・利用の実証に着手するなど大きな成果を上げている。

また、令和5年3月には「山梨県地球温暖化対策実行計画」を改定し、これらの水素を特に産業分野の燃料転換等も含め再エネの活用や省エネの一層の推進を図ることで2050年カーボンニュートラルの実現を図ることとしている。

一方、国においても令和2年10月の2050年カーボンニュートラル宣言以降、令和5年5月GX推進法成立、同年6月の水素基本戦略改定などを経て、令和6年5月には水素社会推進法が成立するなど日本のエネルギー政策において、水素の重要性は更に高まりつつある。

本業務は、こうした動きを踏まえ、今や世界から注目を集める「やまなしP2Gモデル」を核とした「来たるべき水素社会」の実現に向け、新たな実行性のある中長期的な戦略の策定を通じて、そのイメージを示すとともに、水素・燃料電池産業の集積や経済の活性化、県民生活の向上を同時に図り、水素社会において本県が確固たる地位を確立していくことを目的とする。

2 業務の内容

(1) 委託業務名称

やまなし水素社会実現戦略策定事業

(2) 委託内容

別紙「やまなし水素社会実現戦略策定事業 業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

（採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜調整する。）

(3) 委託料上限額

金 49,070,032 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 事業者の公募方法

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」

という。)を実施する。

受託を希望する事業者は、企画提案応募資格確認申請書、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

提案内容を審査の上、最優秀提案事業者（評価結果が最上位の事業者）を委託契約候補者として選定する。

3 スケジュール

(1) 募集開始	令和7年5月21日（水）
(2) 企画提案応募資格確認申請書提出期限	令和7年6月 5日（木） 正午
(3) 質問受付期限	令和7年6月 5日（木） 正午
(4) 質問回答	令和7年6月12日（木）
(5) 企画提案書提出期限	令和7年6月23日（月） 正午
(6) 審査委員会（プレゼンテーション審査）	令和7年7月 4日（金） 予定
(7) 審査結果通知	令和7年7月 7日（月） 予定

4 参加資格の確認について

企画提案への参加を希望する者は、「(2)応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ⑤ 県税の未納がない者であること
- ⑥ 2020年度以降、国、地方公共団体、その他民間企業からの同種の又は類似の業務（水素を含む脱炭素施策、または産業施策に係る調査研究や計画策定支援等）を受託した実績を有する者（本業務に取り組む関係企業の実績も含む）であること。

(2) 応募資格確認申請書及び添付書類

- ① 応募資格確認申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3）
- ④ 県税に未納がない旨の証明書

ただし、山梨県物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書（写）を添付することにより、上記添付書類②誓約書（様式2）及び④県税に未納がない旨の証明書の提出は不要とする。

※ ④県税に未納がない旨の証明書の取得については次の URL を参照すること
[山梨県／納税証明書の交付手続きについて](https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei_shoumei.html)

URL https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/nouzei_shoumei.html

(3) 応募資格確認申請書の提出期限

提出期限は、「3 スケジュール」に記載のとおり。

(4) 応募資格確認申請書の提出先

新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課 地域エネルギー推進担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号 山梨県庁本館 2 階
メール chiiki-ene@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 応募資格確認申請書の提出方法

電子メール、郵送又は持参による。持参での提出の場合は、平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年 3 月 27 日条例第 6 号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(6) 参加表明後の辞退

企画提案書類の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届」（様式任意）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

5 質問の受付

(1) 受付方法

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式 4）に記載の上、電子メールにて以下の提出先まで送信すること。

(2) 提出先

新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課 地域エネルギー推進担当
メール chiiki-ene@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 受付期間

受付期間は、「3 スケジュール」に記載のとおり。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、「3 スケジュール」記載の期日までに、企画提案応募資格確認申請者全てに対し、電子メールで行い、電話や口頭での質問には応じない。

また、本企画提案に関係ない質問や公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

6 企画提案書の提出について

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案書類は 1 参加者につき 1 件のみとし、次により提出すること。

① 企画提案書（様式なし）【7 部】

- ・ A 4 版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A 3 版折込可）、30 ページ以内
- ・ 日本語表記で 11 ポイント以上を目安とする
- ・ 仕様書及び評価の基準を踏まえ以下の事項について記載すること

項目		内容
取り組みの実現性		・ 会社概要等 ・ 過去の類似事業の実績とノウハウの活用
業務推進体制		・ プロジェクトチームの編成、人員等の体制 ・ 事業を推進するためのネットワーク
企画全体設計		・ 「1 業務の目的」の趣旨を十分に踏まえた本事業の全体像、スケジュール案、コンセプト、税込合計見積額（個別の積算額については見積書で確認する。見積書において積算単価についても明示すること。） ・ 下記の業務（詳細は仕様書のとおり）をどのように実施し、より実効性のある戦略としていくか、現状を踏まえ事業者の強みや工夫をどのように生かして戦略作成を支援していくかについてわかりやすく記載すること
業 務 内 容	(1) 県内企業の状況調査	・ 戦略を策定するにあたり本県の水素・燃料電池産業における課題を把握するために実施する企業アンケート、ヒアリングの支援及び分析を行う
	(2) 水素・燃料電池産業の市場見通し調査	・ 製品やサービス別・エリア別（国内外）の市場動向の調査 ・ 調査会社が実施した調査結果等を活用することも可能 ・ 調査方法に加え、上記を活用する場合、想定される資料を示すこと
	(3) 水素・燃料電池分野のメーカー等の状況調査	・ 大手企業 20 社以上のヒアリングを想定 ・ 有効と考えられるヒアリング先や聞き取り内容など
	(4) 有識者会議の運営	・ 有識者 8 名程度及び状況によりオブザーバー等を加えて 3 回程度の会議（オンライン可）実施を想定。 ・ 会議の調整、報酬等の支払い、資料の調整、会議の運営を行う
	(5) やまなし水素社会実現戦略素案作成	・ やまなし P2G システムの展開や農業活用、富士五湖自然首都圏構想など水素利活用についての県の方針や本業務の内容を踏まえ「やまなし水素社会実現戦略」の素案を作成する。 ・ 素案については、県民に理解を得られやすいようイラスト、写真なども活用すること。
	(6) 情報発信	・ 本事業の目的を踏まえて、本県の水素のブランド力の向上に資する情報発信について、手法や想定される効果などを記載すること
	(7) その他	・ 本事業の目的を踏まえて、委託料の範囲内において本事業内でその他実施できることがあれば記載すること。

② 見積書【1 部】

- ・ 税抜価格、消費税及び地方消費税、積算内訳を記載すること。様式は任意とするが、可能な限り事業毎の金額が把握できる形とすること
- ・ 見積額は予算上限額の範囲内とすること。

③ 法人の概要書【7 部】

- ・ 様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする。

④ 直近 2 年分の損益計算書・貸借対照表の写し【7 部】

(2) 提出方法

郵送又は持参による（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 提出期限

提出期限は、「3 スケジュール」に記載のとおり。

(4) 提出先

新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課 地域エネルギー推進担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館2階

7 企画提案のプレゼンテーション審査の実施について

(1) 実施方法

Microsoft Teams によるオンライン

(2) 実施日時

日程及び入室時間については、個別に通知する。

(3) 持ち時間

1者25分（うち説明15分以内、質疑10分を目安とする）

(4) 選考方法

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこととし、当日の追加資料は認めない。ただし、審査委員の質疑への回答に必要な場合を除く。

8 審査方法・基準

(1) 審査方法

審査は、本県職員及び外部委員から構成される企画提案審査委員会が行う。

(2) 審査基準

企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、企画提案評価基準表のとおりとし、評価の得点が最も高い者を契約締結候補者として選定する。

(3) 留意事項

総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約締結候補者に選定しないことがある。

また、提案に関して談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合には、その者の提案は無効とする。

9 審査結果の通知

審査結果について、企画提案書類・見積書の提出があった者全員に審査結果をメール及び書面で通知する。

10 契約の締結等

上記8により選定された提案者を契約締結候補者として協議を行い、予算の範囲内で随意契約により契約を締結する。ただし、契約締結候補者と協議が整わず契約の見込みがない場合は、次点の者と契約に向けた協議を行うこととする。

11 その他

- ・ 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・ 契約を締結するまでの間、「4 参加資格の確認について」で示した参加資格を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・ 提出された書類は返却しない。

- ・ 企画提案の参加者数により、プレゼンテーション審査を二次審査として、書面による一次審査を実施する場合がある。

12 問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館2階
新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課 地域エネルギー推進担当
電話番号 055-223-1846 (直通)
メール chiiki-ene@pref.yamanashi.lg.jp